

第1回総合教育会議
資料
令和3年8月17日

改定教育大綱の広報について

政策局

改定教育大綱の広報について

1 リーフレットの作成、配布

(1)リーフレット（案）

別添のとおり

(2)配布先

- ・保護者（学校を通じて）
- ・各種団体の役員など
- ・各施設への配架
（各支所、SC、公民館、大学交流センター、消費生活センター、ウェーブなど）

(3)配布時期 リーフレット完成後（10月以降）順次

2 市ホームページ

- ・教育大綱を改定した旨掲載済み（4月）。
- ・リーフレットができ次第情報追加（10月頃）。

3 市長定例記者会見

- ・10月の市長定例記者会見で広報を行う（予定）。

4 市政ニュースでの広報

- ・リーフレットが完成時に市政ニュースに掲載（10月25日号予定）

5 さくらFM

「さくらFM（聞いてなるほど！西宮市政）」に市長が出演する際、テーマとして取り上げていただく（11月予定。広報課と協議中）

6 地域団体等の会合等で説明、リーフレットの配布

可能であれば市長又は職員が会合に出席して説明する。（10月以降～来年春にかけて）
会合等がない場合は、リーフレットを郵送する。

【訪問先（案）】

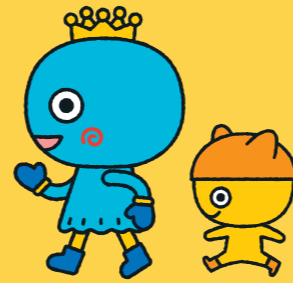
PTA協議会、青少年愛護協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、エココミュニティ会議など

7 児童・生徒向け広報（教育委員会から学校を通じて実施）

- ・ポスターの作成、掲示（10月以降。ポスター完成次第）
- ・タブレット端末を使った広報

西宮の子供たち・大人たちへ 西宮市教育大綱「7つの想い」

「夢はぐくむ教育のまち」をめざす西宮市は、
子供と大人に対してそれぞれ共にめざしたい姿をここに示し、
これを今後の教育・子供施策の礎とします。



①。挑戦する勇氣

- 子供たちへ** 自分自身を信じて、新しいことや自分の目標に挑戦する勇氣を持ちましょう。
- 大人たちへ** 子供の興味や意欲に気づき、それを深めたり挑戦したりすることを応援し、見守りましょう。

②。立ち上がるたくましさ

- 子供たちへ** やってみてうまくいかないときも、落ち着いて、そこからどうすればいいか考えましょう。
- 大人たちへ** 子供の挑戦がうまくいかないときもそれを受け止め、子供の判断を尊重し、共に考える姿勢を持ちましょう。

③。自分で考える力

- 子供たちへ** 広い視野で物事を捉え、自分の言葉で自分の考えを表現しましょう。
- 大人たちへ** 自分の期待や特定の考え方を押しつせず、子供の話にじっくり耳を傾けましょう。

④。多様な考え方 価値観の尊重

- 子供たちへ** 一人ひとりのさまざまな考え方や価値観を認め合い、大切にしましょう。
- 大人たちへ** さまざまな文化や価値観を持つ人との出会いやそこから得られる気づきを大切にし、違いを認め合える社会づくりを進めましょう。

⑤。社会の一員としてのふるまい

- 子供たちへ** 私たち一人ひとりの気持ちや行動が社会をつくることを意識し、社会の一員として思いやりを持ち、行動しましょう。
- 大人たちへ** 社会の一員として、何ができるかを考え、行動し、子供の模範となるよう心がけましょう。

⑥。ふるさとへの誇り

- 子供たちへ** 私たちが暮らす西宮や日本の自然や伝統文化に親しみ、ふるさとへの誇りを持ちましょう。
- 大人たちへ** 子供が過ごし、育つ地域や日本の四季や伝統文化を感じられる機会をつくりましょう。

⑦。心身の健康 さまざまな体験

- 子供たちへ** 規則正しい健康的な生活を心がけ、楽しく遊び、いろいろな体験をしてみましょう。
- 大人たちへ** 子供のこころと身体の成長に気を配り、さまざまな体験ができる機会をつくり、共に学び続けましょう。

改定のポイント

知・徳・体

確かな学力
豊かな心
健康・体力

シチズンシップ

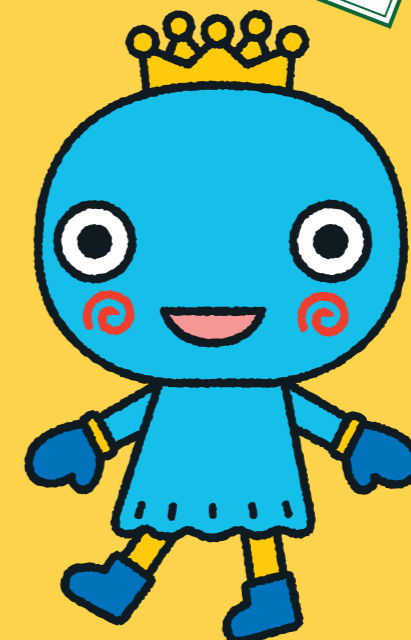
社会全体で子育て
子供も社会の一員

生涯学習

子供も大人も共に学び
豊かな人生を

西宮市の教育大綱

改定しました



令和3年(2021年)3月改定

「夢はぐくむ教育のまち」 西宮市教育大綱

豊かな自然と伝統に恵まれた文教住宅都市・西宮では、「夢はぐくむ教育のまち」の理念の下、いまを生き、そして未来の主役である子供が、確かな学力、豊かな心、健康・体力という「生きる力」を育み、それぞれの夢の実現をめざしてきました。このような西宮の教育の大切な部分はこのからも変わることはありません。

子供は、学校だけではなく、地域でのさまざまな体験を通して、見識を深め、主体的に多くの人と交流するなか、お互いを認め合い、育っていく存在です。そのためにも、大人は一人ひとりの子供をかけがえのない存在として、愛情と敬意と寛容さをもって接し、慈しむことがとても大切です。

私たちを取り巻く世界は、技術革新が進む一方で、社会・環境も大きく変化し、将来予測が困難な時代を迎えています。このような時代だからこそ、一人ひとりが努力を積み重ね、知恵を出し合い、さまざまな人たちと力をあわせ、人間ならではの感性や想像力を活かし、未来を切り拓いていくことが求められています。

私たちは、このような視点に立ち、一人ひとりを大切にしながら、たくましさとしなやかさを持ち、未来の西宮、未来の世界に向かって生きる人間を育てるまちをめざします。



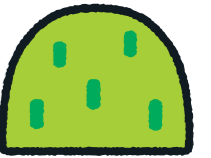
「西宮市教育大綱」全文はコチラから▶▶▶



- ①。挑戦する勇氣
- ②。立ち上がるたくましさ
- ③。自分で考える力
- ④。多様な考え方 価値観の尊重
- ⑤。社会の一員としてのふるまい
- ⑥。ふるさとへの誇り
- ⑦。心身の健康 さまざまな体験

詳しくは裏表紙をご覧ください

未来の西宮 未来の世界に向けて 西宮市教育大綱「5つの基本方針」



🌸 自尊心と自立心を育むまち

市民一人ひとりが個人として尊重され、乳幼児期から家庭や地域の温かい見守りと信頼の中で、思いやりと自分を大切にできる気持ち、自立心を育むまちであること。

【関連する取組・施設】

トライやる・ウィーク／子育て総合センター／子育てひろば など

🌸 それぞれの役割と居場所が見つけれられるまち

市民一人ひとりが自分らしい形で社会の中で共に生き、コミュニケーションをとり、支え合いながら、それぞれの役割と居場所が見つけれられるまちであること。

【関連する取組・施設】

コミュニティ・スクール／公民館活動／放課後の子供の居場所の充実／子どもの食サポート など

🌸 必要とする教育が受けられるまち

市民一人ひとりがおかれた環境や状況などに関わりなく、必要とする教育を受ける機会とそのため必要な支援を受けられるまちであること。

【関連する取組・施設】

教育支援センター「あすなろ学級」／インクルーシブ教育システムの構築／こども未来センター など

🌸 生きる力を培っていけるまち

市民一人ひとりが乳幼児期から質の高い教育・保育を受け、その後の学校での各教科等の学習や、豊かな体験活動を通して、生きる力を培っていけるまちであること。

【関連する取組・施設】

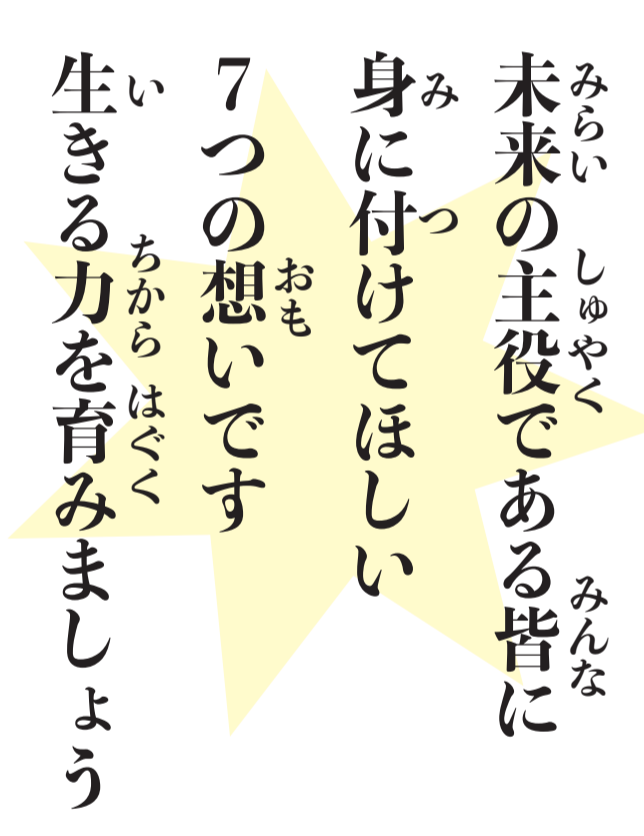
GIGA スクール構想の推進／小学校体験活動（自然学校）／環境学習事業 など

🌸 豊かな人生を送ることができるまち

市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学び続け、その成果を適切に生かすことを通じて、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようなまちであること。

【関連する取組・施設】 図書館／郷土資料館／大学交流センター／公民館活動／「宮水学園」事業 など

「夢はぐくむ教育のまち」 西宮市教育大綱



西宮市教育大綱

豊かな自然と伝統に恵まれた文教住宅都市・西宮では、「夢はぐくむ教育のまち」の理念の下、いまを生き、そして未来の主演である子供が、確かな学力、豊かな心、健康・体力という「生きる力」を育み、それぞれの夢の実現をめざしてきました。このような西宮の教育の大切な部分はこれからも変わることはありません。

子供は、学校だけではなく、地域でのさまざまな体験を通して、見識を深め、主体的に多くの人と交流するなか、お互いを認め合い、育っていく存在です。そのためにも、大人は一人ひとりの子供をかけがえのない存在として、愛情と敬意と寛容さをもって接し、慈しむことがとても大切です。

私たちを取り巻く世界は、技術革新が進む一方で、社会・環境も大きく変化し、将来予測が困難な時代を迎えています。このような時代だからこそ、一人ひとりが努力を積み重ね、知恵を出し合い、さまざまな人たちと力をあわせ、人間ならではの感性や想像力を活かし、未来を切り拓いていくことが求められています。

私たちは、このような視点に立ち、一人ひとりを大切にしながら、たくましさとしなやかさを持ち、未来の西宮、未来の世界に向かって生きる人間を育てるまちをめざします。

第一に、市民一人ひとりが個人として尊重され、乳幼児期から家庭や地域の温かい見守りと信頼の中で、思いやりと自分を大切にする気持ち、自立心を育むまちであること。

第二に、市民一人ひとりが自分らしい形で社会の中で共に生き、コミュニケーションをとり、支え合いながら、それぞれの役割と居場所が見つけられるまちであること。

第三に、市民一人ひとりがおかれた環境や状況などに関わりなく、必要とする教育を受ける機会とそのために必要な支援を受けられるまちであること。

第四に、市民一人ひとりが乳幼児期から質の高い教育・保育を受け、その後の学校での各教科等の学習や、豊かな体験活動を通して、生きる力を培っていけるまちであること。

第五に、市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学び続け、その成果を適切に生かすことを通じて、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようなまちであること。

「夢はぐくむ教育のまち」をめざす西宮市は、子供と大人に対してそれぞれ共にめざしたい姿をここに示し、これを今後の教育・子供施策の礎とします。

【西宮の子供たちへ】

- ① 自分自身を信じて、新しいことや自分の目標に挑戦する勇気を持ちましょう。
- ② やってみてうまくいかないときも、落ち着いて、そこからどうすればいいか考えましょう。
- ③ 広い視野で物事を捉え、自分の言葉で自分の考えを表現しましょう。
- ④ 一人ひとりのさまざまな考え方や価値観を認め合い、大切にしましょう。
- ⑤ 私たち一人ひとりの気持ちや行動が社会をつくることを意識し、社会の一員として思いやりを持ち、行動しましょう。
- ⑥ 私たちが暮らす西宮や日本の自然や伝統文化に親しみ、ふるさとへの誇りを持ちましょう。
- ⑦ 規則正しい健康的な生活を心がけ、楽しく遊び、いろいろな体験をしてみましょう。

【西宮の大人たちへ】

- ① 子供の興味や意欲に気付き、それを深めたり挑戦したりすることを応援し、見守りましょう。
- ② 子供の挑戦がうまくいかないときもそれを受け止め、子供の判断を尊重し、共に考える姿勢を持ちましょう。
- ③ 自分の期待や特定の考え方を押しつけず、子供の話にじっくり耳を傾けましょう。
- ④ さまざまな文化や価値観を持つ人との出会いやそこから得られる気づきを大切にし、違いを認め合える社会づくりを進めましょう。
- ⑤ 社会の一員として、何ができるかを考え、行動し、子供の模範となるよう心がけましょう。
- ⑥ 子供が過ごし、育つ地域や日本の四季や伝統文化を感じられる機会をつくりましょう。
- ⑦ 子供のころと身体の成長に気を配り、さまざまな体験ができる機会をつくり、共に学び続けましょう。

第1回総合教育会議
資料
令和3年8月17日

警報発表時等の学校の対応について

教育委員会

警報発表時の学校の対応について

教育委員会が判断（臨時休業）

- ①翌日、西宮市に警報の発表が明らかに予想される場合
- ②7時現在で西宮市に発表されていた警報が9時迄に解除されない場合（大雨警報・暴風警報）

学校長が判断

- ①7時現在、西宮市に警報が発表されている場合（洪水警報・高潮警報・その他の警報）
- ②9時迄に西宮市の警報が解除された場合（大雨警報・暴風警報）
- ③午前7時以降ないし登校後、西宮市にいずれかの警報が発表された場合

校長が児童生徒の安全を考慮し措置

留意事項

- ①小・中学校については、学校が「指定避難所」に指定された安全な場所であることを勘案
- ②地理的条件が類似する近隣の小中学校と十分に連絡をとったうえで、児童生徒の兄弟姉妹関係にも留意し、登校・下校途中・下校後の安全を考慮して判断

（参考）令和3年7月9日警報発表時の対応

▶ 大雨警報発表 9時07分～14時02分

■ 下校時間を繰上げた学校

小学校 **17**校

中学校 **11**校

(内訳)

11時迄に下校	小学校 0校	中学校 3校
13時迄に下校	小学校 7校	中学校 3校
14時迄に下校	小学校 4校	中学校 5校
15時迄に下校	小学校 6校	中学校 0校

※給食を中止した学校は中学校3校。

各校園長様

R2からの変更点

- ・「暴風警報」⇒「暴風(暴風雪)警報」
- ・6留意事項(3)に通学区域特認校を追加
- ・給食について、備蓄食献立を踏まえた記述に変更

教育次長

警報発表時等の措置について(通知)

標記のことについて、兵庫県の二次細分区域(西宮市)に、「暴風(暴風雪)警報」「大雨警報」「洪水警報」「高潮警報」「その他の警報」が発表された場合等は、下記のとおり、幼児・児童・生徒の安全確保に徹し、万全を期されるよう、お願いします。

なお、令和2年4月8日付「警報発表時等の措置について(通知)」は廃止します。

記

1 翌日に西宮市に警報の発表が明らかに予測される場合

- (1) 教育委員会において全学校の終日臨時休業を決定し、各学校園に通知する。
連絡を受けた学校園は、保護者へ文書・メール等で周知を行う。
- (2) 当日の警報発令状況と関係なく終日臨時休業とし、給食は学校給食課が中止措置を行うため、給食中止の連絡は必要ない。但し、給食費は全額徴収する。(備蓄食献立の場合は徴収しない。)

2 午前7時現在、西宮市に警報が発表されている場合

- (1) 「暴風(暴風雪)警報」・「大雨警報」の両方かいずれか一方が発表されている場合
登園・登校待機とし、給食は学校給食課が中止措置を行うため、給食中止の連絡は必要ない。但し、給食費は全額徴収する。(備蓄食献立の場合は徴収しない。)
その後、警報解除で登校した場合でも給食は実施しない。
- (2) 「洪水警報」・「高潮警報」・「その他の警報」のいずれかが発表されている場合
登園・登校については、校園長が幼児・児童・生徒の安全を考慮して判断する。

3 午前9時までに警報が解除された場合

登園・登校については、校園長が幼児・児童・生徒の安全を考慮して判断する。

4 午前9時までに警報が解除されていない場合

- (1) 「暴風(暴風雪)警報」・「大雨警報」の場合は、そのまま臨時休業とする。
- (2) 「洪水警報」・「高潮警報」・「その他の警報」の場合は、校園長の判断のとおりとする。

5 午前7時以降ないし登園・登校以降、西宮市にいずれかの警報が発表された場合

小・中学校については、学校が「指定避難所」に指定された安全な場所であることも勘案し、校長が児童・生徒の安全を考慮し措置する。幼稚園については、園長が幼児の安全を考慮し措置する。

6 留意事項

- (1) 校園長判断で、登園・登校や降園・下校させる場合、校園長は地理的条件が類似する近隣の幼稚園、小・中学校と十分に連絡をとったうえで、幼児・児童・生徒の兄弟姉妹関係にも留意し、登園・登校・降園・下校途中及び降園・下校後の安全を考慮して判断すること。なお、幼稚園については、小・中学校とは、登園時刻の違いや送迎があることなどにより、違う判断もありうる。
- (2) 警報発表が予測される場合、2日前(休業日は含まない)の午前中までに教育委員会が2日後の給食について備蓄食献立への変更を判断し、学校に通知する。備蓄食献立への変更後、給食を実施しなかった場合、給食費は発生しない。(※備蓄食献立へ変更した場合に限る。)
なお、校長判断で給食を中止する場合は速やかに学校給食課へ連絡すること。
- (3) 通学区域特認校に指定された学校、高等学校、特別支援学校については、小・中学校の措置を参考に別途、判断基準を作成する。
- (4) 報道機関によっては「阪神地域」を用いて報道する場合があるので、必ず複数の媒体(例; 気象庁ホームページ、神戸地方気象台(Tel.078-222-8915)、市町別の詳細情報が流されるNHKやサンテレビ)で確認すること。また、緊急気象情報が自動で配信される「にしのみや防災ネット」、学校からの緊急情報が発信できる「EduCMS緊急用携帯ページ」についても活用すること。
- (5) 弾道ミサイル発射時の対応については、平成29年9月27日の通知文を、地震発生時の措置については、令和3年4月7日の通知文を、津波警報発表時の対応については、平成30年3月29日の通知文を確認すること。

登校後に警報が発令された場合の学校の対応について

1 校長が「下校」か「待機」を考える際の主な判断材料

- ・ 気象情報、雨雲レーダー（複数のサイト）
- ・ 危険箇所の有無（河川氾濫、土砂崩れ等）
- ・ 交通情報（バス・JR・道路の通行止め）
- ・ 近隣校園の対応
- ・ 給食の喫食が可能かどうか

2 学校から家庭への連絡

- ・ メール一斉送信 ※未申請の家庭には電話連絡
* 中学校はメール送信をせず、ホームページ掲載のみの場合もある

3 下校を早める場合の下校方法

【小学校】 おおむね次の下校方法を状況から判断し、メールで家庭に連絡している

- ①一斉下校・・・緊急度「小」 教師が校区内巡視
- ②集団下校・・・緊急度「中」 教師が指定場所まで引率
- ③引き渡し下校・・・緊急度「大」 学校「待機」→保護者等へ引き渡し

*①②においても、家庭に児童が帰ることができないため、学校に留め置いた後に保護者等へ引き渡すケースがある

A：あらかじめ学校が「引き渡し」希望家庭を確認している場合

B：当日、学校が、カギがないなどで家に入れず児童を確認する場合

【中学校】 一斉下校

4 引き渡し訓練

- ・ 地震・津波等大規模災害を想定し、児童を学校から保護者等に引き渡す訓練
- ・ 引き渡し訓練以前に、学校は家庭に下記の内容の提出を依頼。

【家庭からの事前連絡の内容例】

- ①学年・組 ②名前 ③登校班 ④住所 ⑤緊急時の連絡先（2か所程度）
- ⑥保護者が迎えに来られない場合の代理者（名前・連絡先）

5 西宮市立学校園 防災計画・防災マニュアルの改訂について

● 警報発令時の対応（例）

1 防災気象情報等の収集

気象庁が発表する情報だけでなく、各自治体が発表する避難情報や水防指令などの情報を複数の媒体から収集する。

<情報収集の手段>（例）

- ・気象庁ホームページ（防災情報） <https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>
- ・神戸地方気象台ホームページ <https://www.data.jma.go.jp/kobe-c/>
- ・NHK やサンテレビ等で放送される詳細情報
- ・インターネット等の気象情報

2 臨時休業等の判断基準

		「警報発表時等の措置について」（令和3年5月17日付通知文書）を参照	
		判断基準	対応
登校園前	午前〇時現在、西宮市に「 暴風（暴風雪）警報 」「 大雨警報 」の両方かいずれかの警報が発令されている場合		自宅待機
	午前〇時の時点で	上記の警報が継続	臨時休業
		上記の警報が解除	安全を考慮し判断
在校園中	<p>* 「暴風（暴風雪）警報」「大雨警報」が出た時点で、今後の気象状況や予想雨量、雨雲の動き等について確認する。</p> <p>* 授業保育の継続や打ち切りの判断について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣校と連絡・協議を行う。 ・ 〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇中学校 ・ 気象状況を把握し、下校中の安全確保が十分できることを確認する。 <p>* 次の場合は、警報発令時でも学校に待機させ、校区内の安全が確認できてから下校させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の排水溝等から水があふれている。 ・ 校区内の河川に氾濫警戒情報以上が出ている場合。 ・ 警戒レベル4以上（気象庁）が発表されている場合。 ・ 土砂災害警戒情報が出ている場合。 ・ 校区内のハザードマップの浸水区域に浸水が始まっている場合。 <p>* 授業の打ち切りが決定した場合、速やかに一斉メール配信、学校ホームページ等を用いて保護者等へ連絡するとともに、西宮市教育委員会（学事課）へ報告する。</p> <p>* 授業を打ち切る場合は、通学路の安全確認を行い下校させる。小学校は集団下校または保護者への引き渡しを行う。</p> <p>* 台風の接近が予想され、今後急激に天候が変化する可能性がある場合、警報発令前でも安全なうちに下校させる。</p>		

3 臨時休業等の連絡

臨時休業や授業の打ち切りを判断した場合は、保護者に周知している連絡方法（**一斉メール配信、学校ホームページ等**）を用いて、速やかに保護者等へ連絡する。

<参考資料>

- ・ 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（R3文科省） 解説編 p 6 6
- ・ 学校防災マニュアル 令和元年度改訂版（R元兵庫県教育委員会） p 6

第1回総合教育会議
資料
令和3年8月17日

通学路の安全点検について

教育委員会

資 料
総合教育会議
令和3年8月17日
学校改革課

通学路の安全点検について

1. 西宮市通学路交通安全プログラムについて

(1) 目的

平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年7～8月にかけて各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施した。これを受けて関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成26年3月に、「西宮市通学路交通安全プログラム」を策定した。

しかしながら、策定以降においても、下校途中の児童が殺害される事件、自然災害をきっかけとした登校中の児童の死亡事故など、相次ぐ通学路上での事件・事故が発生したことから、交通安全だけでなく、防犯・防災の観点も含めた総合的な安全確保が求められている。

そのため、これまでの取組をさらに強化し、関係機関が連携する中で児童生徒の登下校の安全確保ができるよう、より効果的な安全対策を進めていく。

(2) 西宮市通学路安全推進会議の開催

通学路における安全対策の関係機関による推進体制を構築し、連携を図るため、以下をメンバーとする「西宮市通学路安全推進会議」を年4回開催する。本会議にて、本プログラムを策定する。

西宮市 教育委員会	教育委員会参与
	学校改革課担当課長
	学校保健安全課長
西宮市 土木局	交通安全対策課長
	道路補修課長
国土交通省兵庫国道事務所	神戸維持出張所管理係長
	西宮維持出張所管理係長
兵庫県西宮土木事務所	道路第2課長
西宮警察署	交通第一課長
甲子園警察署	交通課長

(3) 取組方針

① 基本的な考え方

- ・通学路の安全確保に向け、交通安全・防犯・防災の観点に立った総合的な通学路合同点検を実施する。
- ・通学路合同点検や各小学校による自主点検の結果を受け、通学路における交通安全の確保を目的とし、児童の登下校時の集積状況や車両等の通行状況等を考慮したうえで、実施可能な対策を検討・実施する。
- ・注意喚起を促す公共サインは、「西宮市公共サイン設置に関する取扱い要綱」等に基づき設置する。
- ・新たな課題について共有し、本会議の議題として取り上げ、対策を検討する。
- ・Plan（点検の実施、対策の検討）→Do（対策の実施）→Check（対策効果の把握）→Action（対策の改善・充実）のもと、より効果的な安全対策を検討する。

② 定期的な通学路点検

- 各小学校において、毎年5月頃に、通学路の再点検を行い、校区内の安全マップを作成する。
- 警察署管内ごとに抽出した小学校において、毎年4～6月を目処として、学校、保護者、地域、教育委員会、道路管理者、警察等が参加する通学路合同点検を実施する。

③ 臨時的な通学路点検

通学路上での交通事故、台風や地震等による自然災害の発生等、通学路変更の検討を行う事由が生じた場合、臨時的な通学路合同点検を実施する場合がある。

④ 対策の検討・実施

点検の結果から明らかになった対策が必要な箇所について、歩道整備や防護柵設置等のハード面の対策及び交通規制や交通安全教育等のソフト面の対策等を検討する。

対策箇所が大規模なものは、あらかじめ「対策予定路線」として設定し、西宮市道路整備プログラム等に基づいて長期的に対策を実施する。（別添資料①対策予定路線一覧表）

⑤ 対策の進捗管理・改善

対策の実施が円滑に進むよう、各小学校の点検結果や対策内容を記載した「通学路合同点検における安全対策一覧表」を作成し、関係者間で共通認識をしたうえで連携を図りながら安全対策を進める。

⑥ 対策の効果の把握

対策の結果を学校に返す際に、その効果を調査し把握に努める。

(4) 通学路合同点検結果の公表

小学校ごとの通学路合同点検の結果や対策内容については、「通学路合同点検における安全対策一覧表」により、各小学校を通じて保護者・地域に対して公表する。

2. 令和3年度合同点検等の実施内容について

(1) 未実施対策調査

令和元年度、2年度、3年度に合同点検を実施した際の対策案のうち、未実施のものに対し、関係機関に再度対策を依頼する。

(2) スクールガード・リーダー依頼

スクールガード・リーダー※に協力を依頼し、令和元年度、2年度、3年度に合同点検を実施した17校において、それぞれのスクールガードリーダーが把握している危険箇所をリストアップし、対策を検討する。

(3) 緊急合同点検

令和元年度、2年度に合同点検を実施しておらず、令和3年度の実施予定校以外の17校に対し、緊急合同点検を実施する。

(教育委員会、土木局、警察等にて実施)

(4) 令和3年度合同点検

令和3年度に合同点検を予定している学校のうち、未実施である7校の合同点検を実施する。

(教育委員会、土木局、地域、学校、警察等にて実施)

※スクールガード・リーダーとは

各自治体の教育委員会から委嘱された防犯の専門家(警察官 OB や民間警備会社の社員など)で、地域学校安全指導員という。

○主な任務

- ・各小学校の警備のポイントの指摘。
- ・定期的に各学校を巡回したうえでの安全体制の評価、指導・助言。
- ・スクールガードに対する警備上のポイントや不審者対応等についての具体的な指導。
- ・通学路における危険な場所の問題点についての具体的な指導

通学路合同点検対策のまとめ

	通学路安全点検実施校										対策検討件数	対策数				対策不可
	夙川	平木	段上	南甲子園	山口	東山台		大社	春風			道路補修課	警察	市・県・国	学校・委員会	
H24	緊急合同点検 (全校)										190					
H26											49	20	17	1	5	6
H27											73	25	13	5	9	21
H28											71	12	9	5	11	34
H29											45	11	6	11	10	7
H30											67	19	10	4	15	19
H31(R1)											96	18	7	11	20	40
R2											145	39	15	15	23	53
合計											546	105	62	37	70	180

通学路合同点検実施校一覧表

年度	実 施 校									
	夙川	平木	段上	※南甲子園	山口	東山台	大社	春風		
H26	夙川	平木	段上	※南甲子園	山口	東山台	大社	春風		
H27	浜脇	神原	広田	甲子園浜	小松	北六甲台	樋ノ口	鳴尾東		
H28	苔楽園	甲東	上ヶ原南	高木北	鳴尾北	生瀬	津門	鳴尾		
H29	段上西	瓦木	上甲子園	今津	用海	名塩	北夙川	南甲子園		
H30	西宮浜	香櫨園	甲陽園	上ヶ原	高木	深津	瓦林	高須	安井	高須西
H31	広田	段上	東山台	北六甲台	平木	甲子園浜	浜脇	小松		
R2	夙川	上ヶ原南	山口	大社	樋ノ口	鳴尾東	神原	春風		
R3	苔楽園	甲東	北夙川	津門	南甲子園	高木北	生瀬	上甲子園		
R4	安井	瓦木	今津	用海	名塩	瓦林	段上西	鳴尾北		
R5	西宮浜義務教育学校	香櫨園	甲陽園	上ヶ原	深津	鳴尾	高須西	高木	高須	

令和2年度 通学路合同点検における安全対策一覧表（11/5（木）実施 鳴尾東小学校）

○ → 実施済み ▲ → 実施予定（時期決定） △ → 実施予定（時期未定） × → 実施しない ・ → 検討継続中
 学校改革課

学校 No.	学校名	コース順	通し番号	通学路の危険・要注意箇所	観点	通学路の状況・危険の内容	対応策(要望)	学校による対策（通学路の変更・ポランティアの見守り・安全指導等）			道路管理者による対策	甲子園警察署による対策	市道（その他）	市教委による対策	評価欄	
								学校による対策	ポランティアの見守り・安全指導等	道路管理者による対策					甲子園警察署による対策	市道（その他）
8	鳴尾東		1	東鳴尾町2丁目9-7北西交差点	交安	自動車や自転車、交差点で一時停止や減速をせずに通過する。特に 南北は一時停止でないため、危険度が高い。 また、 南北の横断歩道がなく、自由に渡っている。	一時停止標識、横断歩道の舗装を要望	【道路補修課】 △道路標識(補助標識)の交換。(R3年度実施予定) ○道路上に「文」マークの舗装済み。 △警戒標識の設置を検討。(R3年度実施予定)	【交通課】 ×横断歩道を渡らず通学できるため。)				【学校改革課】 ○2本電柱の「文」マークを設置を検討。(1/8設置済み)	③→以前と変わらない。		
8	鳴尾東		2	上田中町6-1北西交差点	交安	東西に走る 自動車やバイクが減速せずに通過する。	停止線や横断歩道の再舗装を要望	【道路補修課】 ○速度規制を目的とした外側線・導流帯の改良済み。					【学校改革課】 ○「文」マークを設置を検討。(1/8設置済み)	④→やや安全性が高まった。		
8	鳴尾東		3	上田中町1-12南東交差点	交安	見通しが悪く狭い 路地だが、自転車やバイク等の 交通量が多く 、登下校時に 危険 がある。	カーブミラーの増設や東西通過自動車への減速指示表示等の対応を要望	【道路補修課】 ○当該交差点には、カーブミラーは設置済み。 ×南北線周辺に、すでに注意喚起サイン等、安全対策がなされているために。						③→以前と変わらない。		
8	鳴尾東		4	上田東町1-3南側道路	交安・防犯	自動車の 交通量が多い が 道幅は狭い 。 夜は人通りが少なく暗い。	片側の路側帯だけスクロールゾーンを設ける等の対応策を要望	【道路補修課】 ○道路幅員が狭く、外側線巻き込み部の引き直し済み。 ×グリーン舗装は不可。 ○「交差点マークT」設置済み。			【地域防犯課】 ・すでに防犯灯設置されている防犯灯と自治会内に設置されているより明るい防犯灯とを交換することは、自治会からの要望があれば調整可能。			④→やや安全性が高まった。		
8	鳴尾東		5	東鳴尾町1丁目8北西・(南西)交差点	交安	東西に通過する 自動車やバイク 、南北に通過する 自転車が減速しない 。	横断歩道の舗装や減速指示表示等の対応を要望	【道路補修課】 ・自転車に対する「止まれ」路面表示の設置を検討。(警察よりの回答待ちのため、検討継続中)	【交通課】 ・横断歩道の設置検討。(県警には上申のため、検討継続中)				【学校改革課】 ○「通学路注意」の注意喚起サインの設置を検討。(12/25設置済み)	④→やや安全性が高まった。		
8	鳴尾東		6	東鳴尾公園南西交差点	交安	公園から出るときに、緩やかな下り坂 になっていて、 特に放課後、自転車の飛び出しが危険。	自転車や公道内から出にくくなるような対応や、自動車や自転車の通過に対する 注意喚起 を要望。	【道路補修課】 △警戒標識「学校あり」の設置を検討。(R3年度実施予定)			【公園緑地課】 ○公園出入口に、飛び出しを防ぐ目的で、車止め等の設置検討。(12/4設置済み) ○公園出入口付近の植栽の剪定。(11/20実施済み)		【学校改革課】 ○「とびだし注意」の看板設置の検討。(12/25設置済み)	⑤→安全性が高まった。		

令和2年度 通学路合点検における安全対策一覧表 (11/19 実施 樋ノ口小学校)

○ → 実施済み ▲ → 実施予定 (時期決定) △ → 実施予定 (時期未定) × → 実施しない → 検討継続中

学校 No.	学校名	通し番号	通学路の危険・要注意箇所	観測点	通学路の状況・危険の内容	対応策(要望)	学校による対策(通学路の変更・ポランテアの見守り・安全指導等)			道路管理者による対策	西宮警察署による対策	市道(その他)	市教委による対策	評価欄
							学校による対策(通学路の変更・ポランテアの見守り・安全指導等)	道路管理者による対策	西宮警察署による対策					
18	樋ノ口	1	上之町28番付近の近の私道の交差点	交安	狭い道だが、抜け道になっており、ぶつかりやすい	見通しをよくしてほしい		【道路補修課】 △交差点マークの塗り直し。(R3年度実施予定) △「文」マーク補設の設置。(R3年度実施予定) △警察機「学校等あり」及び補助標識「通学路」設置を検討。(R3年度実施予定) ○自転車ストップマーク設置を検討。(実施済み)				【学校改革課】 ○「文」マークの注意喚起看板設置。(1/26設置済み)	5...安全性が高まった 4...やや安全性が高まった 3...以前と変わらない 2...安全性が低下した 1...問題有り	
18	樋ノ口	2	堤町2番付近の畑がある用水路	交安	幅が広い用水路があり、夜など落ちる危険がある	ガードレールをつけてほしい		【道路補修課】 △転落防止柵設置を検討。(R3年度実施予定)					③→以前と変わらない	
18	樋ノ口	3	樋ノ口1丁目2番付近の側溝	交安	側溝が深く、転落の危険がある	転落しないような工夫してほしい		【学校・地域】 ▲必要に応じて車の前灯を地域・学校から依頼。 ○危険箇所は通らない等の安全指導。					③→以前と変わらない	
18	樋ノ口	4	甲武中学校正門付近の通路	交安	見通しが悪く、小中学生の登校や交通量も多く、危険である	見通しをよくしてほしい		【学校・保護者・地域】 ○従前通り、保護者・地域による見守りの継続。				【学校改革課】 ○「通学路注意」等の注意喚起看板設置を検討。(1/26設置済み)	⑤→安全性が高まった。	
18	樋ノ口	5	樋ノ口小学校正門付近の道	交安	狭い道だが、抜け道になっており、ぶつかりやすい	見通しをよくしてほしい		【道路補修課】 △歩行者ストップマーク設置を検討。(R3年度実施予定) ・横断歩道溜まり部の水溜まかけを検討。(検討継続中)	【交通第1課】 △南行一旦停止線を1メートル下げることの検討。(R3年度中に実施予定)				③→以前と変わらない	
18	樋ノ口	6	樋ノ口1丁目1番付近の畑近く	交安	歩道と車道の間に、段差があり、危険である	段差が危険なので、なんとかならないか。		【道路補修課】 ○段差を示すポストコーンの設置を検討。(ポストコーンを設置済み。その後地域からの意見で、改良を検討中。)					③→以前と変わらない	

参考資料

(電子メール施行)
教体第1346号
令和3年7月13日

各市町組合教育長様

県教育委員会事務局
体育保健課長

通学路における合同点検の実施について

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり依頼がありました。

先般、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、別紙「通学路における合同点検等実施要領」（以下、実施要領）が作成されました。

つきましては、貴管内公立小学校の通学路を対象に、当実施要領に沿って、下記の観点を踏まえた通学路の合同点検等を通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策を講じていただきますようお願いいたします。その際、これまでの合同点検等の蓄積があることから補完的なものとして、教員の必要以上の負担とならないよう効率的・効果的な対応を行うようお願いいたします。

なお、実施状況の報告につきましては、国より報告要領等の連絡があり次第、別途お知らせします。

記

【危険箇所の抽出についての観点】

- 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所
- 過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所
- 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所 など

兵庫県教育委員会事務局
体育保健課保健安全・食育班（担当：藤谷）
電話：078-362-3789 FAX：078-362-3959
Mail：Wataru_Fujitani@pref.hyogo.lg.jp

(別紙)

通学路における合同点検等実施要領

文部科学省
国土交通省
警察庁

1. 実施対象

市町村(特別区を含む。以下同じ。)立小学校の通学路

※通学路は、各学校又は教育委員会において指定しているものを指す。

なお、国立及び私立の小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路についても、各学校及び学校設置者の判断により、市町村立小学校に準じて実施する。また、市町村立小学校以外の公立学校並びに小学校以外の国立学校及び私立学校についても、地域や学校の実情等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

2. 実施期間

下記3. (3)については令和3年9月末日途に、(4)については同年10月末日途にそれぞれ実施する。

ただし、地域の実情等により期間内の実施が困難な場合、遅くとも令和3年12月末までに、それぞれ実施する。

3. 実施内容

(1)実施体制(参考1)

平成25年12月6日「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(文部科学省、国土交通省、警察庁)に基づき、各市町村で構築している推進体制を活用することを基本とする。

(2)学校による危険箇所のリストアップ(参考2)

学校は、在校児童から得られた情報を活用するとともに、保護者、スクールガード等の見守り活動者及び自治会等の協力を得て、次のような観点も踏まえた通学路の点検を行い、危険箇所をリストアップし、教育委員会に報告する。

- ・見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ・過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所
- ・保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所
など

なお、これまでも危険箇所の点検や合同点検等を実施していることも踏まえ、直近の合同点検の

調査結果等から上記の観点を踏まえた再確認ができる場合には、通学路の危険箇所の現地調査は今回新たに求めない等効率的・効果的な対応を行う。

(3) 合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出(参考3)

市町村教育委員会は、域内の学校からの報告を受け、危険箇所を取りまとめるとともに、学校、PTA、道路管理者及び地元警察署による合同点検の実施を調整する。合同点検を実施する際には、できる限り地域住民等の意見を得るものとし、必要に応じて学校から自治会の協力を得る。

合同点検を完了し、学校、道路管理者及び地元警察署で協議の上、対策の実施について検討する箇所を対策必要箇所として抽出する。

なお、これまでも学校、道路管理者及び地元警察署が合同で通学路の点検等を積み重ねてきていることを踏まえ、これらの合同点検等の蓄積を十分に活用した効率的・効果的な対応を行う観点から、既に(2)に示した観点を合同点検等が行われている場合には、その結果を活用し新たな合同点検を行わない等地域の実情を踏まえた対応を行う。

(4) 対策案の検討・作成

市町村教育委員会及び学校は、相互に連携し、また、PTA等の協力を得て、(3)で抽出した対策必要箇所について、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得ながら、対策案を検討・作成し、地域住民の理解を得た上で、対策案の内容に応じて、道路管理者及び地元警察署に対して要望を行う。

(5) 対策の実施

市町村教育委員会、学校、道路管理者及び地元警察署は、(4)で作成した対策案に従って計画的に対策を実施する。その際、市町村教育委員会及び学校は、保護者等と連携を図るものとする。

なお、対策の実施に当たっては、防犯、防災等の側面にも留意する(上記(4)についても同じ)。

(6) 留意事項

上記(4)及び(5)の対策の検討・実施等に当たっては、ソフト対策も含めて対策を検討し、可能なものから速やかに実施すること。

4. 実施状況の報告

合同点検の実施状況及びそれに基づく対策案の検討・作成の状況については、教育委員会で取りまとめ、文部科学省に報告する。国は、報告を受けた各市町村等の対策必要箇所や対策案の内容を取りまとめる。報告要領等については、別途連絡する。

5. その他

過去に危険箇所の指摘がありつつも、継続的に関係機関等で認識されていない課題が見られると

ころ、危険箇所や対策必要箇所については、児童・保護者、地域住民、関係機関の認識を高め、広く協力を得られるよう、地域の実情等に応じ、具体的な対策の予定の有無に関わらず、可能な限り幅広く、各市区町村のホームページ等に公表等することが望ましい。

平成25年12月6日
文部科学省
国土交通省
警察庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的を開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま

え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

通学路の点検の実施及び危険箇所の把握・抽出に当たっての観点

1. これまでの観点

(1)「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」(平成17年12月6日17文科ス第 333号)の別紙 第1「②通学路における要注意箇所の把握と周知徹底」

○通学路に関し、保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を得ておくべき事項としては次のようなものが考えられる。

・危険・要注意箇所

道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る 等

(2)学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省、平成31年改訂)

別表 3 通学の安全管理(1)「通学路の設定」および(2)「通学路の安全確保」より一部抜粋

(通学路の設定)

○通学路の条件

- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者等の誘導が行われたりしている
- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・歩車道の区別がない場合、交通量(自転車も含む)が多い、車両の走行スピードが速い、大型車両の往来がある、路側帯が狭い(通行する児童生徒等と車両が接近する)などの道路は避ける
- ・見通しが悪い、頻繁に車両が右左折する、車両の複雑な動きがある交差点は避ける
- ・ガードレールが未整備の歩道は避ける
- ・登下校の時間帯にゴミ収集車や荷物搬入の大型車両など、特定の車両の出入りや通行量が増加する場所は避ける など

(通学路の安全確保)

○安全確保のための方策

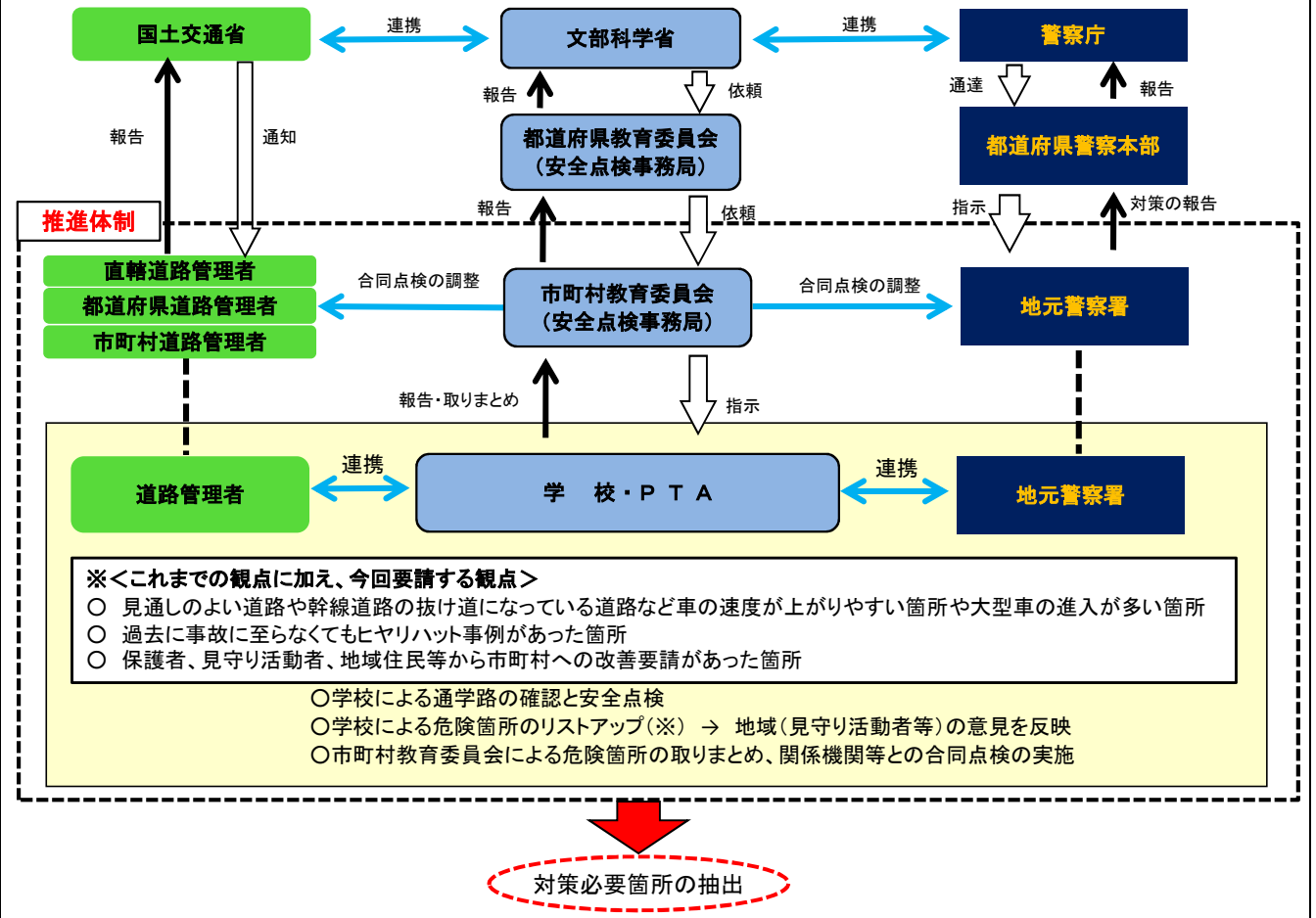
- ・通学路の表示や標識、注意喚起や安全行動を促す表示類を適切な箇所に設置する
- ・場所や状況により交通規制を要請する
- ・警察からの交通事故に関する情報(発生箇所、事故状況など)を適宜入手し、安全管理・安全教育に活用する など

2. 今回要請する観点

- ① 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ② 過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所
- ③ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所 など

通学路の合同点検フロー

ステップ1: 合同点検による対策必要箇所の抽出までの流れ



ステップ2: 合同点検に基づく対策案の検討・作成、対策実施の流れ

